

①新型コロナウイルス感染症にかかる市税等の減免・猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少した世帯や事業者で市税等を一時に納付することで、事業の継続または生活の維持が困難な場合は、減免や猶予される場合があります。

※担当部署への事前申請等が必要になります。

市民税

☎ 総務部税務課 ☎67-1837

固定資産税

軽自動車税

納入について1年間猶予される場合があります。

国民健康保険税

☎ 健康福祉部保険年金課
☎67-1822

介護保険料

☎ 健康福祉部高齢福祉課
☎67-1807

世帯の生計維持者の死亡・傷病、または収入減によって免除・減額される場合があります。

水道料金・下水道料金

☎ 環境水道部水道総務課 ☎67-1129

郡上ケーブルテレビ料金

☎ 郡上ケーブルテレビ放送センター
☎67-2787

市営住宅家賃・敷金

新規入居時の敷金の免除や、入居者の家賃が減額される場合があります。

☎ 建設部都市住宅課 ☎67-1814

②子育て世帯への臨時特別給付金（市独自制度による上乗せ給付あり）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援の一つとして、国では児童手当を受給する世帯（0歳～中学生）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給することとなりました。また、市では、緊急事態宣言に伴い休校・休園等の期間が5月31日まで延長されたことに関連して、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として、市単独事業による子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せ給付を行います。なお、市の独自制度では、国制度では給付対象とならない特例給付受給者についても、給付の対象とします。

【受給者】令和2年4月分児童手当受給者

令和2年3月分児童手当受給者のうち支給対象児童が15歳の年度末を経過した等で受給権が消滅した人

【支給額】『国制度分』児童手当対象児童1人につき10,000円（特例給付受給者を除く）

『市上乗せ分』すべての児童1人につき10,000円（特例給付受給者を含む）

【支給時期】一 般：6月10日支給の児童手当と同時支給

公務員：6月～9月まで申請を受付、随時支給

【手続等】一 般：申請不要

公務員：児童手当受給者へは、勤務先から別途申請案内があります。

※特例給付受給者へは、勤務先から案内がありませんので、健康福祉部児童家庭課へお問い合わせください。

☎ 健康福祉部児童家庭課 ☎67-1817

③傷病手当(国民健康保険に加入しているみなさんへ)

新型コロナウイルス感染症に感染し、または疑いによって、給与の支払いを受けている人が、会社を休み事業主から給与を受けられない場合に、傷病手当金が支給される場合があります。

☎ 健康福祉部保険年金課 ☎67-1822

④郡上市観光事業者経営安定化補助金

市内に所在する事務所および施設等において3ヵ月以上事業を行っている観光事業者を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比で20%以上減少した場合に、施設の固定費の一部を最長3ヵ月分補助します。

補助対象となる固定費		補助金額
光熱水費	水道料、下水道料、電気料、燃料等	補助対象となる固定費の2分の1
通信費	固定電話料、携帯電話料、TV回線料、インターネット回線料等	
賃借料	動産の賃借料等（不動産、家賃等は対象外）	
備考	複数月払いや年払いの通信料や賃借料等は、対象月のみを月割りで計上してください。請求書が家庭用と兼ねている場合は、税務申告と同様の案分率で計算してください。コピー機等について、月額のリース料のみが対象となり、パフォーマンス料は対象外です。	

補助金の上限(令和2年4月1日～6月30日までの固定費が対象)	
法人	個人
上限 150万円/月	上限 10万円/月

【補助の申請期間】 5月15日（金）～8月31日（月）

【対象事業者】

- ①申請者が郡上市内で3ヵ月以上事業を行っていること。
- ②下表の郡上市観光事業者であること。

施設	詳細
遊興施設	スナック、ショットバー、パブ、カラオケボックス等
運動・遊技施設	スキー場、ゴルフ場等 但しパチンコ店、ボーリング場、ゴルフ練習場、室内スポーツ施設は除きます。
集会・展示施設	博物館、美術館等
ホテル・旅館・民宿	ホテル、旅館、民宿、ペンション、コテージ、貸別荘等
食事提供施設	料理屋、飲食店、喫茶店等
土産物販売施設	郡上市特産の土産物を販売している施設 ※土産物販売と製造施設が同じ建物に存した場合は、土産物販売に係る部分のみが補助対象となるため、施設の面積按分で計算してください。
温泉施設	温泉を業としている事業者
旅行代理店	旅行商品を販売している事業者
交通事業者	観光バス、タクシーを業としている事業者 但し、路線バス等の一般乗合旅客運送事業については除きます。
体験事業者	アウトドアスポーツ、ラフティング、キャンプ場等

- ③前年等と比した売上高等の減少が、下記の場合の条件に合うこと。

業歴が1年以上で前年比較ができる事業者の場合	業歴が3ヵ月以上1年未満の場合あるいは、前年以降の店舗増加などにより、単純な売上高等の前年比較では申請が困難な事業者の場合
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月（見込み）を含む3ヵ月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少が見込まれること。なお、売上高等は国、県、市またはその他の機関の制度による補助金額を含むものとする。売上高等計算書を記入して頂き、前年同月から20%以上減少している場合は補助の対象となります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高等と令和元年12月から令和2年2月の平均売上高等を比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月（見込み）を含む3ヵ月の売上高等と、令和元年12月から令和2年2月の売上高等の3ヵ月を比して20%以上の減少が見込まれること。なお、売上高等は国、県、市またはその他の機関の制度による補助金額を含むものとする。売上高等計算書を記入して頂き、20%以上減少している場合は補助の対象となります。</p>

申請手続き等は、郡上市ホームページを確認いただくか商工観光部観光課までお問い合わせください。

☎ 商工観光部観光課 ☎67-1808

⑤住居確保給付金

新型コロナウイルスの影響による休業等で減収となった人で、家賃の支払いが難しく住居を失う恐れのある人に対し、一定期間、家賃（家賃額によっては一部）相当額が支給されます。

【給付要件】

- ◎ 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少している人
- ◎ 資産（※）が一定額以内、かつ月収が収入基準額以内の人

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
資産	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円

※申請日において申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産

収入基準(月額)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
	107,000円	150,000円	177,700円

※郡上市の場合

【支給額】 受給期間は原則3ヵ月間

支給家賃額 (上限額)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
	29,000円	35,000円	37,700円

※貸主または貸主から委託された事業者へ直接振り込みます。

⑥新型コロナウイルスにかかる生活福祉資金の特例対応

新型コロナウイルスの影響による休業や失業等で収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の特例措置による貸付を実施します。(注)原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件です。

【緊急小口資金】※休業者向け

貸付上限額：臨時休校等による休業、個人事業主の特例の場合20万円
その他の場合10万円

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利子：無利子

保証人：不要

【総合支援資金】※失業者向け 貸付期間：原則3ヵ月以内

貸付上限額：2人以上…月20万円以内
単身…月15万円以内

据置期間：1年以内

償還期限：10年以内

貸付利子：無利子

保証人：不要

☎ 郡上市社会福祉協議会 ふくし相談支援センター ☎88-9988

⑦特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済等への影響を考慮し、家計への支援を行うため「特別定額給付金(10万円)」を支給しています。5月中旬に各世帯主宛に申請書を送付しておりますので、ご確認ください。

申請は「郵送方式」と「オンライン申請」の2種類があります。(注)二重申請厳禁

申請期限は7月31日(金)ですので、忘れないように申請しましょう。

☎ 郡上市代表 ☎67-1121

⑧郡上市青少年育英奨学資金貸付制度

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、貸し付けを希望する学生を対象に、特例的に月額貸付を行います。申請には、新型コロナウイルスの影響で、所得の減収などがわかる書類などの提出が必要となります。

☎ 教育委員会教育総務課 ☎67-1123

⑨テイクアウト用弁当購入支援事業

市では、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請により外出を控えている市民のみなさんを応援し、経済の活性化を図るため、テイクアウト用弁当などを購入した市民などに対して支援事業を実施します。

【対象者】 市内でのテイクアウト用弁当購入者（郡上市に住所を有する者に限る）※個人、一企業が対象。

【期間】 5月2日（土）から7月31日（金）までの購入分

【支援内容】 市内で購入したテイクアウト用弁当の購入総額に応じ、郡上市共通商品に引き換え

引換率：テイクアウト用弁当購入総額の20%の範囲 ※50,000円以上の場合、10,000円の引き換え

【引換期間】 8月3日（月）から8月14日（金）

【引換方法】 引換期間内に、申請書に領収書の原本を添付して提出してください。

※申請書は、郡上市ホームページからダウンロードいただくか、商工観光部商工課までお越しください。

【注意点】 ●レシート不可 ●チェーン店は対象外 ●お菓子、スイーツ系、加工品前の食材、飲料は対象外

【引換場所】 郡上市商工会

☎ 商工観光部商工課 ☎67-1808

その他、「郡上市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金」など様々な対策に取り組んでいます。市までお気軽にご相談ください。